

平成20年第2回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）会議録
8月1日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成20年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年7月25日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成20年8月1日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室
- 3 付議事件
 - (1) 副議長の選挙
 - (2) 専決処分の承認について（平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））
 - (3) 香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - (4) 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

午後 1 時31分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	13番	宝城 明
2番	鎌田 基志	14番	三枝 邦彦
3番	綾野 和男	15番	安井 信之
4番	三笠 輝彦	16番	桑井 明人
5番	野口 勉	17番	蓬 清二
7番	三木 まり	18番	青木 義勝
8番	綾 宏	19番	村瀬 秀則
9番	我部山 耕造	20番	服部 武
10番	秋山 忠敏	21番	佐々木 勇
11番	松岡 善一	22番	高木 堅
12番	大山 圓賀		

欠席議員 1名

6番	香川 脩
----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	総務課 総務 グループリーダー	田中正徳
副広域連合長	新井 哲二	事業課資格管理 グループリーダー	山崎 俊哉
副広域連合長	藤井 賢	総務課 主査	佐藤 孝弘
事務局 長	小山 正伸	議会事務局 長	松下 俊一
事業課 長	石井 克範	事務局 書記	八木 真澄

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議案第9号から議案第11号まで

議案第9号 専決処分の承認について（平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））

議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第11号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

（提案説明・質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

日程第4 副議長の選挙

諸般の報告

日程第5 議案第9号から議案第11号まで

○議長（三笠輝彦君）これより平成20年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議員の辞職に伴い、新たに三豊市議会から宝城 明君が、綾川町議会から村瀬秀則君が、まんのう町議会から高木 堅君が、坂出市議会から綾宏君がそれぞれ就任されておりますので、御報告を申し上げます。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

議場の変更に伴いまして議席の配置が全面的に変わりましたので、議長においてお手元に配付いたしてあります議席表のとおり議席を指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において13番宝城 明君及び19番村瀬秀則君を指名いたします。



日程第4 副議長の選挙

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4副議長の選挙であります。本件につきましては、本広域連合議会の副議長でありました宮本勝利君が、去る4月25日をもちまして本広域連合議会議員を辞職したことによりまして欠員となっております副議長の選挙を行うものであります。

それでは、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に蓬 清二君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました蓬 清二君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました蓬 清二君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました蓬 清二君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○17番（蓬 清二君）議長——17番。

○議長（三笠輝彦君）17番 蓬 清二君。

〔17番（蓬 清二君）登壇〕

○17番（蓬 清二君）副議長就任に際しまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の温かい御支援、御支持によりまして香川県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に就任をさせていただきました蓬 清二でございます。まことに身に余る光栄で、お礼を申し上げますとともに、その責務の重大さを痛感しているところでございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、三笠議長を補佐して、与えられました職責を全うする所存でございます。議員の皆様方はもとより、執行部並びに関係皆様方の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、副議長就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（松下俊一君）議案第9号～議案第11号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第5 議案第9号から議案第11号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第5議案第9号から議案第11号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、本年4月から始まりました長寿医療制度、後期高齢者医療制度の施行状況等につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、本年3月中旬に、本制度の対象となる75歳以上の高齢者等の方々に対し後期高齢者医療被保険者証を交付するとともに、4月以降に75歳の誕生日を迎える方にも、順次、誕生日の前月までに被保険者証を交付してまいったところでございます。

また、4月上旬には、各市町から後期高齢者医療保険料の仮徴収額決定通知書と仮徴収開始通知書をあわせて送付し、これまで国民健康保険に加入していた方につきましては、4月の年金支給から保険料の特別徴収を行っているところでございます。

また、後期高齢者医療事業における保険給付費の療養給付費につきましては、4月及び5月の2カ月分を、葬祭費は4月から6月までの3カ月分を、それぞれ予算の範囲内で支給いたしております。

また、高額療養費のうち現物支給分については、4月及び5月の2カ月分を既に支給いたしておりますものの、償還払いについては、国から配布されております電算処理システムのふぐあい等により全国的に支給がおくれておりましたが、現在今月中旬の支給に向け、鋭意、準備を進めているところでございまして、支給対象者の方々には御迷惑をおかけし、申しわけなく存じております。

このような経過の中で、被保険者を初め住民の皆様方から、被保険者証が届かない、保険料が年金から天引きされているなどのさまざまな御指摘や御意見が、各市町の担当窓口はもちろんのこと本広域連合にも数多く寄せられ、制度のあり方等が政治問題にまでなったところでございます。

こうしたことから、国においては、種々の御指摘や御意見のほか、関係機関、団体等の要望等を踏まえ、制度の施行状況等を検討した上で、去る6月12日、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を取りまとめ、所得の少ない方へのさらなる負担の軽減とあわせ、保険料の特別徴収の見直し等の特別対策を講じることとしたところでございます。

本広域連合におきましても、これらの見直し方針の趣旨や内容等を十分考慮する中で、引き続き、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと存じておりますので、議員皆様方より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成20年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

まず、議案第9号専決処分の承認についてでございますが、後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料減額に係る補てん措置として設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金の経費について、早急に予算を補正する必要が生じたので、去る3月27日に平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分を行ったことの承認を求めるところでございます。

次に、議案第10号香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第11号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成20年度における所得の少ない者に係るさらなる保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な改正内容といたしまして、まず附則第8項では、平成20年度において保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額を一律50%軽減するものでございます。

また、附則第10項では、平成20年度において7割軽減世帯で保険料が8月まで年金から天引きされている被保険者については、10月からは保険料を徴収しないこととすることにより、被保険者均等割額を一律8.5割軽減に拡大するものとし、あわせて7割軽減世帯で納付書等で納めていただく被保険者についても、同等の軽減措置を講ずるものでございます。

また、附則第11項では、平成20年度において7割軽減世帯に該当する被保険者で、新たな減額の特例により算定した保険料額から、仮徴収するとして算定した保険料額を差し引いて得られた額が500円未満である場合には、これを免除する特別措置を規定するものでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第9号専決処分の承認について（平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終わりました。

これにて平成20年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後1時46分 閉会

会議録署名議員

議 長

議 員

議 員